

# 7年ぶりの賃上!?! 「給与制度の総合的見直し」で国家公務員給与は大幅に下がります!!

## —2014年人事院勧告—

人事院は8月7日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与等について勧告を行ないました。勧告によると、民間給与との較差解消のため月例給を0.27%（平均1,090円）、ボーナスも、0.15月分を引き上げる内容となっています。俸給表の水準とボーナスのプラス改定は7年ぶりですし、そのほか通勤手当など諸手当も改善されましたが、「臨時特例」による平均7.8%の賃下げ、消費税増税や物価上昇を考えればとても十分な改善とは言えません。

人事院は、この不十分な賃金引き上げの一方で、「給与制度の総合的見直し」の実施を勧告し、国家公務員の賃金を恒久的に引き下げる俸給表の大改悪を打ち出しました。さらに、「地域給」の見直しにより、首都圏では、基本給に上乘せされる手当の割合が20%に割り増しされることになり、ますます地域間の較差が広がります。勧告通りの改定が行われれば、地方がさらに疲弊していくことは避けられないでしょう。

法人化後も人事院勧告が国立大学法人の給与決定に影響を与えてきたことから、このニュースでは、勧告の主な内容を紹介するとともに、組合員には詳細な内容と報告の分析を掲載している『国公労新聞』（2014年人事院勧告特集号）をお届けします。

### 2014年人事院勧告の骨子

#### ○ 本年の給与等に関する勧告のポイント

##### 月例給、ボーナスともに7年ぶりの引上げ

①民間給与との較差（0.27%）を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ

②ボーナスを引上げ（0.15月分）、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分

##### 俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し

①地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引下げ

②地域手当の見直し（給地区分等の見直し、新データによる支給地域の指定見直し）

③職務や勤務実績に応じた給与配分（広域移動手当、単身赴任手当の引上げ等）

\* 2015年4月から3年間で実施。俸給引き下げには3年間の経過措置。段階的実施に必要な原資確保のため、2015年1月の昇給を1号俸抑制

### 給与改定の内容と考え方

#### <月例給>

①行政職俸給表(一) 改定率 平均0.3% 世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定。初任給は民間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給を2,000円引上げ。指定職俸給表は改定なし

②初任給調整手当 医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定③通勤手当 交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引上げ

#### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 3.95月分⇒4.10月分 勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

[実施時期等]・月例給：俸給表、初任給調整手当及び通勤手当は2014年4月1日

・ボーナス：法律の公布日

### 給与制度の総合的見直し

#### [俸給表等の見直し]

①行政職俸給表(一) 民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差(2.18ポイント2012年～2014年の平均値)を踏まえ、俸給表水準を平均2%引下げ。1級(全号俸)及び2級の初任給に係る号俸は引下げなし。3級以上の級の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務実績に応じた昇給機会の確保の観点から5級・6級に号俸を増設

②指定職俸給表 行政職(一)の平均改定率と同程度の引下げ改定

③①及び②以外の俸給表 行政職(一)との均衡を基本とし、各俸給表における50歳台後半層の在職実態等にも留意しつつ引下げ。医療職(一)については、引き下げなし。

#### [地域手当の見直し]

給地区分を1区分増設。俸給表水準の引下げに合わせ支給割合を見直し

1級地20%、2級地16%、3級地15%、4級地12%、5級地10%、6級地6%、7級地(新設)3%

[実施時期]・俸給表は2015年4月1日に切り替え

・地域手当の支給割合は段階的に引き上げ

・激変緩和のため経過措置(3年間の現給保障)

・見直し初年度の改正原資を得るため2015年1月1日の昇給を1号俸抑制

熊本大学教職員組合は、2014年度の定期大会で「給与制度の総合的見直し」に対応した賃金切り下げに反対する特別決議を採択しました。熊本大学使用者により、仮に引き下げ提案がなされるならば、組合はこれを阻止するための闘いに全力を尽くして取り組みます。運動には組合員の力が何よりも必要です。非組合員の皆さんも、これを機会にぜひ組合に加入してください。

	熊本大学教職員組合	
	No.4 2014. 8. 13	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/